

平成 26 年 1 月 21 日  
日本化粧品工業連合会

### 「製造販売用輸入届書」の廃止について

#### 1. 状況

平成 26 年 1 月 21 日（火） 13:30 から、「内閣府規制改革会議貿易・投資等WG」が開催されるが、内閣府からの要請により、標題の件に関して粧工連として発言する。

#### 2. ACCJ の対応・考え方

- (1) 化粧品においては、国内製造及び輸入を問わず「化粧品製造販売届書」の届出が必要であるが、これに加えて輸入化粧品にだけ課されている「製造販売用輸入届書」の廃止を要望する。なお、本要望は、同様の対応がとられている医薬品及び医薬部外品共通の課題でもある。
- (2) ACCJ としては、（例えば東京都で製造販売業を取得している場合、関東信越厚生局に郵送する）「製造販売用輸入届書（1 枚紙）正副」には、①「製造販売業の許可書」の写し及び②「化粧品製造販売届書」の写しを添付するが、なぜ重複ともいえるこのような資料の提出が求められるのか理解できない。また、「製造販売用輸入届書」自体がどの程度機能しているのか（どの程度チェックに利用されているのか）疑問をもっている。
- (3) 化粧品の輸入にあたり、「化粧品製造販売届書」をもって対応可能と考える。ただし、そのためには、都道府県に提出された「化粧品製造販売届書」をすべて厚生労働省に集積する必要があるが、現時点では集積が不完全な状況と考えている。
- (4) （例えば東京都で製造販売業を取得している場合、関東厚生局に郵送する）「製造販売用輸入届書」を郵送してから副本が返送されるまでに 3 日間かかる（以前 7 日間を要していた）ことによって、化粧品の輸入に際して経済的な負担がかかるケースもある。

#### 3. 粧工連の考え方

- (1) 粧工連は、化粧品の製造業者及び製造販売業者約 1100 社を会員とする団体であり、会員の中には「輸入」を行っている業者も 2~3 割（推定）ある。また、最近の傾向として、製造拠点を日本から海外に移す例も目立っていることから、現在国内流通品のうち輸入品の比率は 15% 程度であるが、この数字は今後増加することが想定される（純粋な輸入が増えると

いうより、製造所を海外に移すための増加)。

(2) 「製造販売用輸入届書」の廃止は、手続きの簡素化及び迅速化の観点から、当連合会としても要望するものである。

(3) 当連合会の会員は、国内製造業者が比率的には多く、別に「日本輸入化粧品協会」という化粧品の輸入業者の団体もあることから、輸入関連事項である本件については、これまで粧工連として厚生労働省に対して要望したことはないが、将来のことも踏まえて今回の機会に当連合会としても要望する次第である。

以上

# 日本化粧品工業連合会の構成

日本化粧品工業連合会

設立: 1959年7月  
会員数: 1,095社

東京化粧品工業会

中部化粧品工業会

西日本化粧品工業会

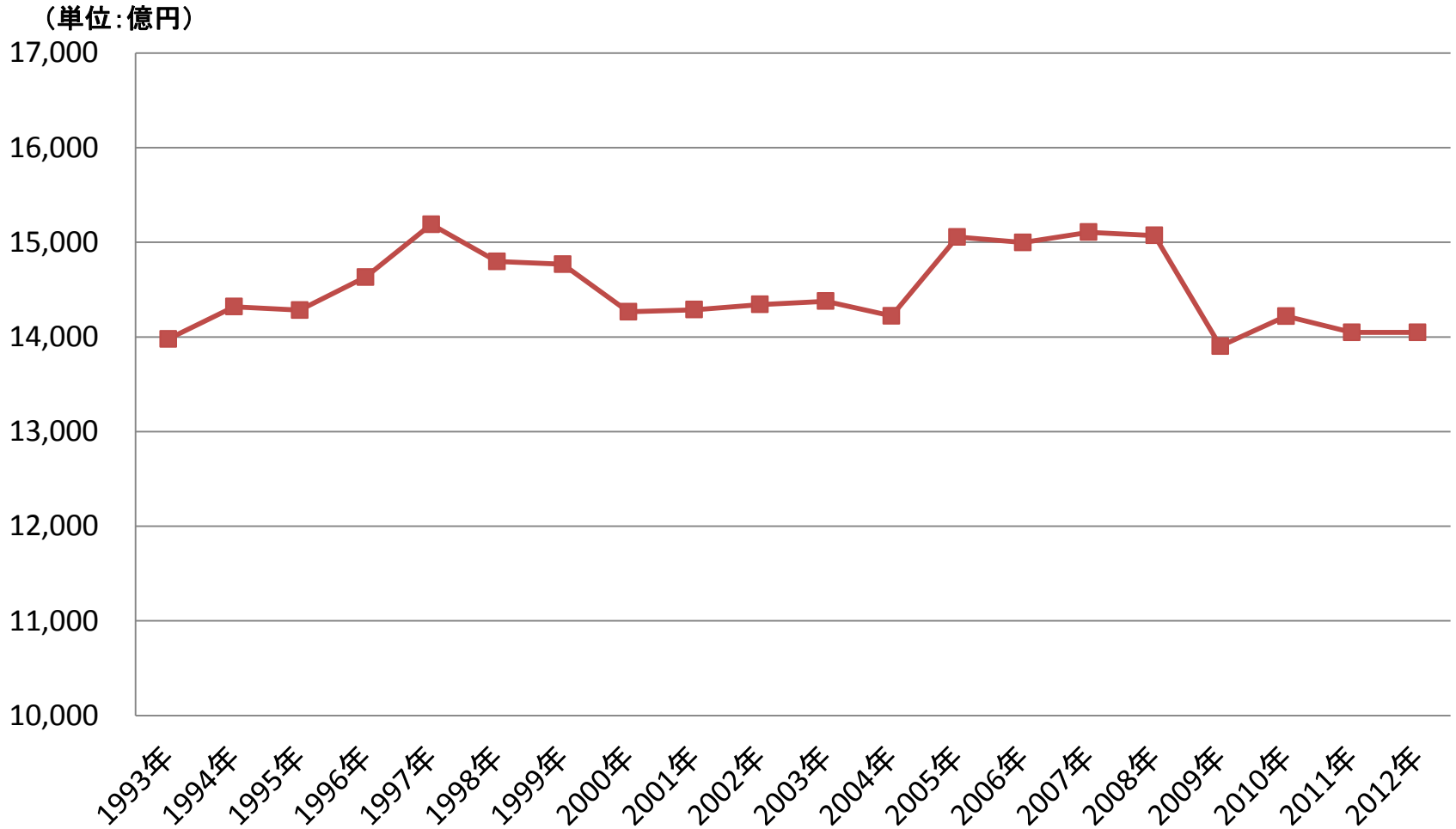
会員数 446社

会員数 125社

会員数 524社

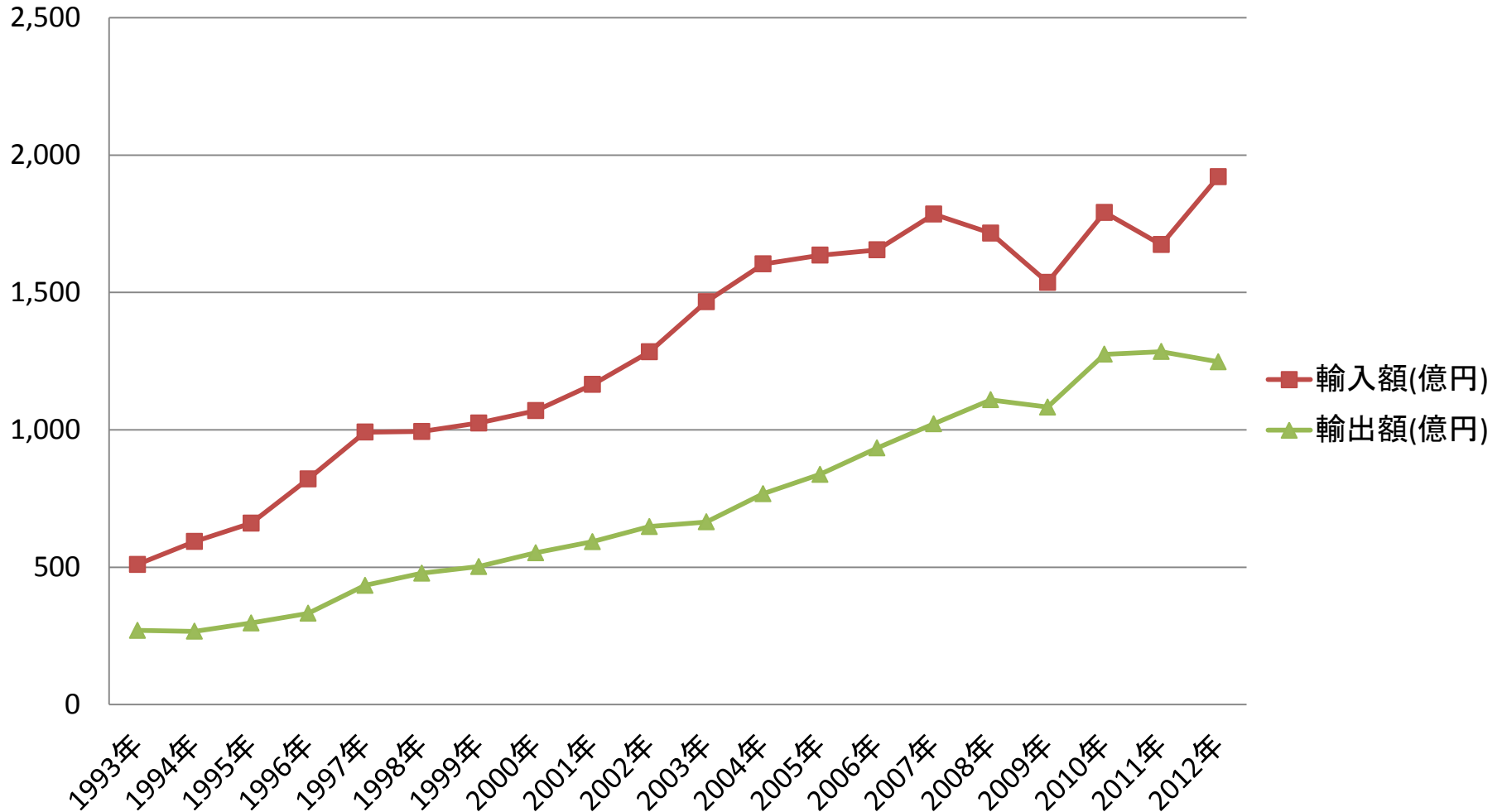
会員数は2013年4月1日現在

# 化粧品の出荷金額の推移



# 化粧品の輸出入金額の推移

(単位:億円)



# 国内流通化粧品における輸入品の比率

